

## 利用事業規程

### (目的)

**第1条** この規程は、この組合が行う利用事業の取扱いについて定め、その適当円滑化を図ることを目的とする。

### (利用種類)

**第2条** この組合が行う利用施設の種類の次のとおりとする。

- (1) 選果施設
- (2) 予冷施設
- (3) 貯蔵施設
- (4) 育苗施設
- (5) 乾熱処理施設

### (利用申込)

**第3条** 組合員が前条の施設を利用しようとするときは、口頭または利用申込書により申込みをさせる。

### (損害負担)

**第4条** 利用者が第3条の施設利用のため、この組合に引渡した物品について生じた損害は、この組合の故意または過失に基づいたものでないかぎり、利用者の負担とする。

### (利用料)

**第5条** 利用料は種類ごとに理事会で定める。

2 各料金について引落日に引落できない場合は、引落日より30日を経過した日から利息を徴収する。この利息は、当組合購買未収金取扱要領にある遅延損害金の利率を準用する。

### (施設の管理)

**第6条** 利用施設の管理は次による。

- (1) 機械装置および工具は日常点検を行い調整するほか、定期点検日を設けて修理の要否等进行检查しなければならない。
- (2) 施設のうち、動力、火気その他危険を伴うものについては、係員以外の者に取り扱わせてはならない。

### (揭示事項)

**第7条** 利用の条件、料金等必要な事項ならび前条の規定による要注意事項は、施設内の見やすい箇所に揭示等し、利用者にこれを周知させるものとする。

### (改 廃)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の決するところによる。

(その他)

**第9条** この規程に定めのない事項については、その都度、理事会において協議決定する。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成23年2月28日から実施する

この規程の変更は、平成23年10月1日から実施する。

この規程の変更は、平成25年12月20日から実施する。

この規程の変更は、平成27年4月1日から実施する。

この規程の変更は、平成29年4月1日から実施する。

この規程の変更は、平成29年7月1日から実施する。

この規程の変更は、平成31年4月1日から実施する。

この規程の変更は、令和2年4月1日から実施する。

この規程の変更は、令和3年4月1日から実施する。

この規程の変更は、令和5年4月1日から実施する。

この規程の変更は、令和6年4月1日から実施する。

## 利用料金一覧表

## (1) 選果施設(共選料) (消費税別途)

品 目	量目	料 金	備 考
ながいも	10 kg	250 円	
ごぼう	10 kg	250 円	
にんにく	10 kg	265 円	
ばれいしょ	10 kg	145 円	
だいこん	10 kg	45 円	※選別のみ
トマト	4 kg	145 円	
アピオス	1 kg	200 円	
アスパラガス	1 kg	375 円	

## (2) 予冷施設利用料金表(予冷処理料) (消費税別途)

品 目	量目	料 金	備 考
全 野 菜	1 kg	6.5 円	

## (3) 貯蔵施設利用料金表(保管料) (消費税別途)

品 目	量目	料 金	備 考
な が い も	10 kg	105 円	
に ん に く	10 kg	225 円	
	20 kg	450 円	未調整 1 コンテナ
ご ぼ う	10 kg	60 円	※1 スチールコンテナ 1, 980 円
ト マ ト	4 kg	25 円	
馬 鈴 薯 種 子	10 kg	150 円	※長期保管のもの(12月から翌年3月)
長 芋 種 子	20 kg	85 円	1 コンテナ
そ の 他	10 kg	75 円	

## (4) 乾熱処理施設利用料金表(乾熱料) (消費税別途)

品 目	量目	料 金	備 考
にんにく乾熱料	20 kg	120 円	
	1コンテナ	120 円	未調整

## (5) 予冷施設利用料(予冷施設料) (消費税別途)

品 目	量目	料 金	備 考
全 野 菜	1 kg	5 円	

(6) 共選施設利用料 (共選施設料)

(消費税別途)

品 目	量目	料 金	備 考
全 共 選 野 菜	1 kg	5 円	
	1コンテナ	50 円	にんにく乾熱処理